

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年1月号 vol.39



明けましておめでとうございます。

今年の元旦は、松本山雅の法被を着ての初詣ラン。護国神社、警固神社、榎田神社、光雲神社を巡ってきました。

先日、10,000日の無休ランを達成されたランナーさんのお祝い会に行き、腰が痛い、膝が痛いといっている自分が恥ずかしくなり、現状の打開を祈願しての初詣ランでした。

体に不安を抱えていると仕事をセーブしようという気持ちが湧くもの。今年は体のケアにも時間を使い、一年間思いっきり仕事をして行きたいと思っています。今年もよろしくお願いたします。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

”フリマアプリ”というスマートフォンを利用した個人間売買が、近年急速に拡大しています。経済産業省の調査によれば、その市場規模は3,000億円を超えているようです。

一般的には、フリマアプリを利用して得た所得で申告義務が生じることは稀ですが、ちょっと注意が必要です。

”転売目的で商品を購入して、フリマアプリを利用して売却するケースでは申告義務が生じることもあります”

フリマアプリとは、青空フリーマーケットのような個人間売買をおこなう場を提供するアプリのこと。出品するユーザーが値付けをした価格で売出し、手数料は売買成立時に発生し、販売価格の10%程度を出品者側が負担する仕組みが多いようです。

一般的には、フリマアプリで売買されるものは、家庭で利用しなくなった持ち物が多いことから、申告義務が生じるケースはありません。

なぜ？かという、所得税の世界では、「生活に通常必要な動産(家具・衣服など)」を売買して得た所得は非課税とされているからです。(ただし、一定の貴金属等は除きます)

ただし、フリマアプリを利用して商品を購入・転売するケースもあるようです。このケースでは、所得は雑所得となり、給与所得者の方は、フリマアプリを利用した所得(収入金額から経費を引いた額)が20万円を超える場合には申告が必要となってくるため注意が必要です。

「今月の本の紹介」

「君たちはどう生きるか」

(吉野 源三郎 著・マガジンハウス)

昨年読んだ本の中でも新年にもう一度読み直したい一冊です。

これまでの45年の我が人生を振り返り、しみじみと人生の在り方を考えさせられました。

主人公の少年コペル君の体験を通じ、人間として正しく生きていくことの意味を考え直すことができます。

身に染みる言葉がいくつもありませんでしたが、中でも「人間が人間同志、お互いに、好意をつくし、それを喜びとしているほど美しいことはほかにありえない」という言葉が心に響きました。

今年一年、丁寧に人生を生きていきたいです。

「気まぐれ簡単レシピ」

< 鶏と春雨の煮込み >

- ・手羽先 4本
- ・しょうゆ 大2、砂糖 大2、酒 大2、ごま油 大1 (A)
- ・生椎茸 6枚
- ・生姜 2かけ → 千切り

① (A)を手羽先にかからめる。

② 鍋に手羽先、春雨、椎茸、生姜を入れ、水1カップを注ぐ。

③ 蓋をして中火で煮立て弱火で20分。こしょうを振って香菜を散らす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所